

静岡県告示第407号

林業関係事業補助金交付要綱（昭和55年静岡県告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和元年11月29日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第4 交付の申請</p> <p>(1) 提出書類 各1部</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 事業計画書（森林環境保全直接支援事業、<u>環境林整備事業</u>、森林空間総合整備事業、絆の森整備事業、特定森林造成事業及び間伐材搬出奨励事業（以下「造林に係る事業」という。）を除く。）（様式第2号）</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>第4 交付の申請</p> <p>(1) 提出書類 各1部</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 事業計画書（森林環境保全直接支援事業、<u>特定森林再生事業</u>、森林空間総合整備事業、絆の森整備事業、特定森林造成事業及び間伐材搬出奨励事業（以下「造林に係る事業」という。）を除く。）（様式第2号）</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(2) (略)</p>

別表1の項経費の欄1中「、森林施業計画（森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）による改正前の森林法（以下「旧法」という。）第11条第4項（旧法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定を受けた森林施業計画をいう。以下同じ。）の認定を受けた者」を削り、「森林法第10条の10第2項」を「森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。）、森林経営管理法附則第4条の規定による改正前の森林法（以下「旧森林法」という。）第10条の10第2項」に、「森林法第10条の11の2第1項第2号」を「旧森林法第10条の11の2第1項第2号」に、「森林法第10条の11の4第1項」を「旧森林法第10条の11の4第1項」に、「森林法第10条の11の6第2項」を「旧森林法第10条の11の6第2項」に改め、同表2の項を次のように改める。

<p>2 特定森林再生事業</p> <p>(1) 森林緊急造成</p>	<p>1 市町（ただし、自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林又は森林経営管理法第4条の規定により市町が経営管理権の設定を受けた森林で実施する場合に限る。）が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費</p> <p>2 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人等及び民間事業者（ただし、事業主体</p>	<p>1 人工造林</p> <p>2 樹下植栽等</p> <p>3 下刈り</p> <p>4 雪起こし</p> <p>5 倒木起こし</p> <p>6 除伐</p> <p>7 付帯施設等整備</p> <p>(1) 鳥獣害防止施設等整備</p> <p>(2) 林内作業場及び林内かん水施設整備</p> <p>(3) 林床保全整備</p> <p>(4) 荒廃竹林整備</p> <p>8 森林作業道整備</p>	<p>事業費の10分の4（人工造林、樹下植栽等にあつては、事業費の10分の5以内）。ただし、市町及び森林整備法人等が行うものにあつては、事業費の10分の5</p>		
-------------------------------------	--	--	---	--	--

	<p>が自ら所有する森林で実施する場合を除くこととし、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。)が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費</p>				
<p>(2) 被害森林整備</p>	<p>1 市町（ただし、自ら所有する森林で実施する場合、森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合又は森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けて事業を実施する場合に限る。）が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費</p> <p>2 森林整備法人等、森林組合等、特定非営利法人等、森林経営計画策定者又は民間事業者（ただし、事業主体が自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。また、森林経営計画策定者にあつては、当該者が策定した計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。）が事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費</p>	<p>1 人工造林 2 樹下植栽等 3 下刈り 4 雪起こし 5 倒木起こし 6 枝打ち 7 除伐 8 保育間伐 9 更新伐 10 付帯施設等整備 (1) 鳥獣害防止施設等整備 (2) 林内作業場及び林内かん水施設整備 (3) 林床保全整備 (4) 荒廃竹林整備 11 森林作業道整備 12 森林保全再生整備 (1) 鳥獣害防止施設等整備 (2) 鳥獣の誘引捕獲</p>	<p>事業費の10分の4（人工造林、樹下植栽等にあつては、事業費の10分の5以内）。ただし、市町及び森林整備法人等が行うものにあつては、事業費の10分の5</p>		
<p>(3) 保全松林緊急保護整備</p>	<p>市町、森林所有者、森林組合等、森林整備法人等、森林所有者の団体、森林経営計画策定者（ただし、</p>	<p>1 保全松林健全化整備 衛生伐 2 松林保護樹林帯造成 (1) 人工造林</p>	<p>事業費の10分の7</p>		

	<p>森林経営計画策定者にあつては、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。)及び民間事業者が森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第2条第4項に規定する高度公益機能森林(以下「高度公益機能森林」という。)、同条第5項に規定する被害拡大防止森林(以下「被害拡大防止森林」という。)又は同法第7条の10第1項に規定する地区実施計画に係る森林において事業細目の欄に掲げる事業を行うのに要する経費</p>	<p>(2) 樹下植栽等 (3) 下刈り (4) 雪起こし (5) 倒木起こし (6) 除伐 (7) 保育間伐 (8) 更新伐 (9) 付帯施設等整備 ア 鳥獣害防止施設等整備 イ 荒廃竹林整備 (10) 森林作業道整備</p>			
--	--	--	--	--	--

別表26の項経費の欄3中「及び選定経営体」を「、選定経営体及び再貸付けを実施する団体(林業労働力の確保の促進に関する法律第11条に基づく林業労働力確保支援センター、森林組合連合会及び知事が林野庁長官と協議して認めるものに限る。)」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和元年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行前に改正前の林業関係事業補助金交付要綱の規定により取り扱ったものは、改正後の林業関係事業補助金交付要綱の相当の規定により取り扱ったものとみなす。